

## 竹富町道路占用料徴収条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、町が法第32条の規定による道路占用の許可を受けたもの（以下「占用者」という。）から徴収することができる道路の占用料（以下「占用料」という。）及びその徴収方法について定めるものとする。

### (占用料の額及び計算の方法)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じてそのつど町長が定める。

2 占用者から徴収する占用料の算定は、次の各号による。

- (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- (2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月末満であるとき、又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- (3) 占用者から徴収する占用料の算定の基礎となる占用の面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに、占用の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は、1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。
- (4) 占用料の総額が100円未満であるときは、100円に切り上げるものとする。

### (占用料の減免)

第3条 町長は、占用が、次の各号の一に該当すると認めたときは、占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 法第35条に規定する事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。
- (2) 道路に出入する道路を設けるために必要な道端、法敷又は側溝上を占用し、無料で常時一般の通行の用に供するとき。
- (3) 地先から雨水及び汚水をみぞ等に排出するために必要な排水管の埋設のために占用するとき。
- (4) 宅地の前から道路に出入りする通路の設置のために法敷を占用するとき。ただし、通路の幅（道路に沿う長さ）4メートル以上のものを除く。
- (5) 上下水道管等の設置のために占用するとき。
- (6) 恒例による祭典その他行事のために臨時に占用するとき。
- (7) 街路灯又は防犯灯設置のために占用するとき。
- (8) 前各号のほか、町長において占用の目的が公益のため又は特別の事由によると認めたとき。

### (占用料の徴収方法)

第4条 町長は、占用を許可したときは、第2条の規定による占用料の納入通知書を占用者に交付するものとする。

2 占用者は占用の開始の前に占用料を町に納付しなければならない。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。

3 町長は特に多額である場合又はその他の理由により一時に全額の納付が困難であると認めたときは、前項の規定にかかわらず4回以内の分割納入を許可することができる。

(占用料の還付)

第5条 すでに納入した占用料は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、これを還付しない。

(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。

(2) 天災、地変その他占用者の責以外の理由により占用できなくなったとき。

2 前項第1号による占用料の還付額は、当該占用箇所の原状回復が完了した日の属する月の翌月以降の分とする。

(不正行為に対する過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表

道路占用料金表

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年 460
	第2種電柱	700
	第3種電柱	950
	第1種電話柱	410
	第2種電話柱	650
	第3種電話柱	900
	その他の柱類	41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 4
地下電線その他地下に設ける線類		1年 2

	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	400
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル につき 1年	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	820
	郵便差出箱		340
	広告塔	表示面積 1 平方メートル につき 1年	990
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル につき 1年	820
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1年	17
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		25
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		37
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		49
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		74
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		98
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		170
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		250
	外径が 1 メートル以上のもの		490
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル につき 1年	820
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて 得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.007 を乗じて 得た額
		階数が 3 以上の もの	A に 0.008 を乗じて 得た額

	上空に設ける通路		490	
	地下に設ける通路		300	
	その他のもの		820	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1日	10	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1月	99	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	99
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	990
	標識	1本につき 1年	650	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	10	
	その他のもの	1本につき 1月	99	
幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	10	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	99	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	990	
	その他のもの		490	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月	99	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			82	
政令第7条第6号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	

政令第7条 第8号に掲 げる応急仮 設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの  その他のもの	Aに0.02を乗じて得 た額  Aに0.028を乗じて 得た額
政令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて 得た額

## 備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。